

直送済

令和5年（ワ）第408号 差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者機構日本

被告 山梨県知事長崎幸太郎

5

## 被告第3準備書面 (原告第1準備書面に対する反論)

令和6年9月4日

10

甲府地方裁判所 民事部 合議A係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 足立 格

15

被告は、本書面において、原告の令和6年6月28日付原告第1準備書面に対し、必要な範囲で、反論する。

なお、本書面で用いる略語は、従前の例による。

### 第1 「第1 本件誓約書の法的意義」と題する原告の主張の誤り

20

#### 1 「2 本件キャリア形成契約を締結しないという選択ができないこと」と題する主張について

25

原告は、地域枠の志願者が「本件キャリア形成契約書…への署名等を拒むことは、事実上不可能」であり「実際のところ本件キャリア形成契約を締結しないという選択肢はない」と主張する。

しかし、仮に原告の主張を前提としたとしても、地域枠の志願者が本件キャリア契約書の締結を「法的に」強制される（即ち、法的義務を負う）わけではない。

また、原告は、恰も、地域枠の志願者が本件キャリア形成契約書を締結しない場合に、出身高等学校に連絡が行く可能性があること、また、当該志願者に貸与された修学資金及び利息の返還債務が免除されないことが、不当であるかのように主張する。

しかし、各都道府県において策定されるキャリア形成プログラムは、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的とした医療法に基づく制度であり、高い公共性と公益性が認められる制度である（この点は、原告も争っていない）。だからこそ、医療法施行規則30条の33の17は、都道府県がキャリア形成プログラムを策定した場合には地域枠等医師に同プログラムを適用しなければならないと規定しており、また、国の同プログラム運用指針第1、2.（1）ウは、地域枠等医師がキャリア形成プログラムを満了するよう真摯に努力しなければならないと規定している。

このように、キャリア形成プログラムにおいて、地域枠の志願者は、医師免許取得後、山梨県との間で本件キャリア形成契約書を締結することが当然に想定されており、本件誓約書に署名押印した地域枠の志願者は、本件キャリア形成契約書を締結する道義的義務がある。

したがって、医療法に基づく高い公共性と公益性を有する制度（キャリア形成プログラム）の想定に反し、地域枠の志願者が本件キャリア形成契約書を締結しない場合には、出身高等学校に連絡が行く可能性があり、また、当該志願者に貸与された修学資金及び利息の返還債務が免除されないことは、制度上当然の事柄であり、何ら不当ではない。

## 25      2      「3      本件誓約書の法的効果」と題する主張について

原告は、①「医師免許取得後にキャリア形成プログラム契約を締結することが当然に想定されて」おり、②「医学部の入学時において、卒業後のキャリア形成プログラムの適用を受けることに同意を行う」（甲5・4.（2）ア（5頁））から、地域枠の志願者は、「キャリア形成プログラム契約を締結するかどうかを自由な意思に基づいて選択することはできない」と主張する。

しかし、①は、前記のとおり、医療法に基づく高い公共性と公益性を有する制度であるキャリア形成プログラム上、当然の事柄である。

また、②の「医学部の入学時において、卒業後のキャリア形成プログラムの適用を受けることに同意を行う」とは、本件誓約書への署名押印を指すところ、地域枠の志願者は、本件誓約書に署名押印したとしても、本件キャリア形成契約書を締結する法的義務までは負わず、同契約書に署名押印するかどうかは、正に地域枠の志願者の「自由な意思に基づいて選択する」ことができる（当該志願者が、同契約書への署名押印を望まない場合は、地域枠以外のルートで医学部に入学し直すという選択肢もある）。

### 3 「5 意思表示を行うおそれがあること」と題する主張について

原告は、「本件誓約書には、法的効力がない…ことについて積極的に争わない」としつつ、「本件誓約書に法的拘束力がないとしても」被告が消費者契約法12条3項の意思表示を行う「おそれ」がある旨を主張する。

しかし、「本件誓約書に法的拘束力がない」、即ち、地域枠の志願者が本件誓約書を締結しただけでは本件キャリア形成契約書が締結されたことにはならないにも拘わらず、被告が地域枠の志願者に対し本件誓約書に基づき具体的な違約金の支払義務を生じさせることなど法的に不可能であり、原告の主張は破綻している。

なお、仮に原告の主張を前提としたとしても、被告が地域枠の志願者に対し本件誓約書に基づき具体的な違約金の支払義務を生じさせる蓋然性が客観的に存在しな

い（消費者庁消費者制度課編「逐条解説消費者契約法〔第5版〕」260頁）から、  
そもそも原告の主張する「おそれ」など存在しない。

## 第2 「第2 「消費者」であること」と題する原告の主張の誤り

5

原告は、「医師免許を取得したというだけでは、事業者として医業を行うことは  
できない」こと、及び、「医師免許を取得した時点における契約は「事業のために」  
なされるものにもなりえない」ことを理由に、本件キャリア形成契約書が「消費者  
契約」に該当する旨を主張する。

10 しかし、甲5・第1、1.に明記されているとおり、本件キャリア形成契約書は、  
「医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確  
保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ることを目的と  
して」山梨県と医師免許を取得した地域枠の医師との間で締結される契約である。

15 このように、（本件キャリア形成契約書の契約当事者である）医師免許を取得し  
た地域枠の医師は、個人ではあるものの、自らが医師として医業という専門的職業  
（「事業」に該当する）に従事するに当たっての能力開発及び向上を図るために本  
件キャリア形成契約書の契約当事者となっているから、「事業として又は事業のた  
めに契約の当事者となる場合における個人」（消費者契約法2条2項）に該当する  
ことが明らかである。

20 したがって、地域枠の医師は、「消費者」（消費者契約法2条1項）ではないた  
め、本件キャリア形成契約書は、「消費者と事業者との間で締結される契約」では  
ないから、「消費者契約」（同3項）に該当しない。

## 第3 「第3 本件キャリア形成契約書と消費者契約法9条1項1号」と題する原 告の主張の誤り

25

## 1 「(2) 無名契約であっても民法651条が適用されること」と題する主張について

原告は、本件キャリア形成契約が無名契約であることは認めつつ、同契約は準委任契約の側面を有するから、民法651条が適用される旨を主張する。

しかし、民法651条は、当事者双方が自由に契約を(中途)解約できることを定める任意規定であるところ、本件キャリア形成契約書(甲9)は、

- ① 契約期間が明確に定められていること(1条1項)
- ② やむを得ない理由により医師の業務に従事することができない期間がある場合には契約期間が同期間分延長されること(1条2項)
- ③ キャリア形成プログラムの満了が前提とされていること(3条)
- ④ 「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなると認められる場合」に違約金が発生するものとされており、当事者の中途解約の意思表示は違約金の発生要件とされていないこと(4条)
- ⑤ 中途解約に関する規定がないこと

から、少なくとも地域枠医師側からの中途解約を許容しない趣旨であることが明らかである。

このように、本件キャリア形成契約書は、民法651条の適用を排除しているから、中途解約が認められない無名契約である

## 2 「(3) 本件契約書第4条の意義」と題する主張について

(1) 原告は、「医師がキャリア形成プログラムを離脱しようとすることは、医師による本件キャリア形成契約の解除の申入れを伴うものであり、本件契約書中の第4条は、このような解除の申入れがありうることを想定して設けられたもの」と主張する。

しかし、原告の主張する「医師がキャリア形成プログラムを離脱しようとする  
こと」とは、要するに、地域枠医師が本件キャリア契約書に基づく債務を履行し  
ない意思を明確にすること（債務不履行の意思を明確にすること）を意味するの  
であって、「本件キャリア形成契約の解除の申入れ」を意味するものではない。

5 本件キャリア形成契約書4条は、「キャリア形成プログラムを満了する見込み  
がなくなったと認められる場合」、即ち、地域枠医師が債務不履行の意思を明確  
にしたり地域枠医師による債務の履行が不能となった場合の違約金を定める条項  
であって、「解除の申入れ」は要件とされていない。

すなわち、本件キャリア形成契約書4条は、あくまでも、「債務不履行に伴う」  
10 違約金を定める条項であって、「解除に伴う」違約金を定める条項ではない。

**(2)** 原告は、「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなったと認められ  
る場合」には、「医師がキャリア形成プログラムを離脱する意思を表示する場合」  
が含まれると主張する。

しかし、前記のとおり、「医師がキャリア形成プログラムを離脱する意思を表  
示する場合」とは、地域枠医師が本件キャリア契約書に基づく債務を履行しない  
15 意思を明確にすること（債務不履行の意思を明確にすること）を意味するのであ  
り、「本件キャリア形成契約の解除の申入れ」を意味するものではない。

また、仮に原告の主張を前提としても、「キャリア形成プログラムを満了する  
見込みがなくなったと認められる場合」には、「医師がキャリア形成プログラム  
20 を離脱する意思を表示する場合」以外のケースも含まれる（争い無し）から、「医  
師がキャリア形成プログラムを離脱する意思を表示する場合」に限定して違約金  
が生じるものでもない。

したがって、以上の点でも、本件キャリア形成契約書4条は、「解除に伴う」  
違約金を定める条項ではない。

25 **(3)** 原告は、「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなったと認められ  
る場合」には、「本件キャリア形成契約に基づく債務の履行が不能になった場合

を含む」ことを認めつつ、「被告が医師による債務の履行が不能になったことを認めるということは、要するに被告が債務不履行を理由に契約を解除することを医師に申し渡すことと同義」と主張する。

5       しかし、地域枠医師による債務の履行が不能となった場合には、被告は、解除の意思表示をせずとも当該医師に対する損害賠償請求（違約金請求）が可能であるから、「被告が医師による債務の履行が不能になったことを認めるということ」と「被告が債務不履行を理由に契約を解除すること」とは、およそ「同義」ではない。原告の主張は、論理が破綻している。

10       **3 「2 同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える違約金が定められていること」と題する主張について**

原告は、「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった医師が出ること  
15       によって、被告において補助金の支出を要するとの因果関係は認められず、キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった医師が出ることによって被告に損害は生じない」と断じる。

しかし、地域枠の医師について「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくな  
20       った」場合には、山梨県及び対象公的医療機関において代替医師を確保しなければならないこと、また、山梨県は医療過疎地域である（だからこそ医療法に基づいてキャリア形成プログラムが設けられている）ため、代替医師を確保することは極めて困難であるところ、代替医師を確保するために山梨県に生じる損害の額は、少なくとも750万円／年を下らないことは、被告第1準備書面6頁～8頁で主張立証したとおりである。

これに対して、原告は代替医師を確保する必要がないかのように主張する。

25       しかし、医療過疎地域である山梨県の対象公的医療機関においては、キャリア形成プログラムを踏まえて計画を立て、離脱者が生じない前提でギリギリの医師人員

配置を行っているのであり、同プログラムからの想定外の離脱が生じれば、当然に、地域における医療提供機能が低下するため、被告として、代替医師の確保を初めとした措置をとる必要がある。

5 なお、原告は、「被告がかかる主張を維持するのであれば、上記のような因果関係があることを具体的に主張立証する必要がある」と主張するが、「当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」（消費者契約法9条1項1号）ことについては、原告側が主張立証責任を負うとするのが判例（最判平成18年11月27日・民集60巻9号3437頁）である。

10 また、原告は、「免除されるはずであった奨学金及び利息の支払いを受けられること」と題して縷々主張するが、主張自体失当である。

すなわち、かかる原告の主張は、「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった」（地域枠医師の履行不能など）ことによる損害と奨学金及び利息との損益相殺の主張と思われるところ、原告も認めるとおり、地域枠医師に貸与された  
15 奨学金及び利息の返還義務は、当該医師がキャリア形成プログラムを満了して初めて免除されるのであり、当該医師について「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった」場合には当該免除はなされない（奨学金及び利息の支払義務が存続する）ため、当該医師について「キャリア形成プログラムを満了する見込みが  
20 なく、そもそも損益相殺の基礎を欠く。

#### 4 「3 本件キャリア形成契約書と消費者契約法10条」と題する主張について

25 被告第1準備書面8頁～9頁のとおり、本件キャリア形成契約書4条は消費者契約法10条に抵触しない。

これに対し、原告は利息制限法による規制との均衡について縷々主張するが、的外れである。

本件キャリア形成契約書4条は、「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった場合」に山梨県に生じる損害の賠償を趣旨とするものであり、利息制限  
5 法による規制とは趣旨が異なる。

#### **第4 「第4 求釈明」に対する釈明**

##### **1 第1項について**

10

地域枠志願者に対して県医師修学資金の貸与契約時に誓約書の提出を求めている。

##### **2 第2項について**

15

キャリア形成プログラムの対象者は、平成27年度（2015年度）以降に新規  
で山梨県医師修学資金（第2種）の貸与を受けた者であるところ、令和2年度（2  
020年度）に発生した離脱者はそれ以前の貸与者であって、キャリア形成プログ  
ラムの対象ではないため、当該プログラムからの離脱者ではない（乙3は、キャリ  
ア形成プログラムからの離脱者ではなく、地域枠制度からの離脱者2名について議  
20 論している）。

20

なお、上記の地域枠制度からの離脱者2名は、卒業後から離脱するまでの間、一  
度も県内の医療機関で勤務することなく、県外の医療機関で臨床研修及び勤務して  
いたため、代替医師の派遣は行っていない（他方、キャリア形成プログラムの対象  
となる場合は、「卒業後から離脱するまでの間、一度も県内の医療機関で勤務する  
25 ことなく、県外の医療機関で臨床研修及び勤務」という事態は生じ得ない）。

25

以上